

令和8年4月吉日

地区の土地・建物所有者の皆様  
お住まいの皆様、法人・事業所の皆様

日進市総合政策部  
企画政策課長

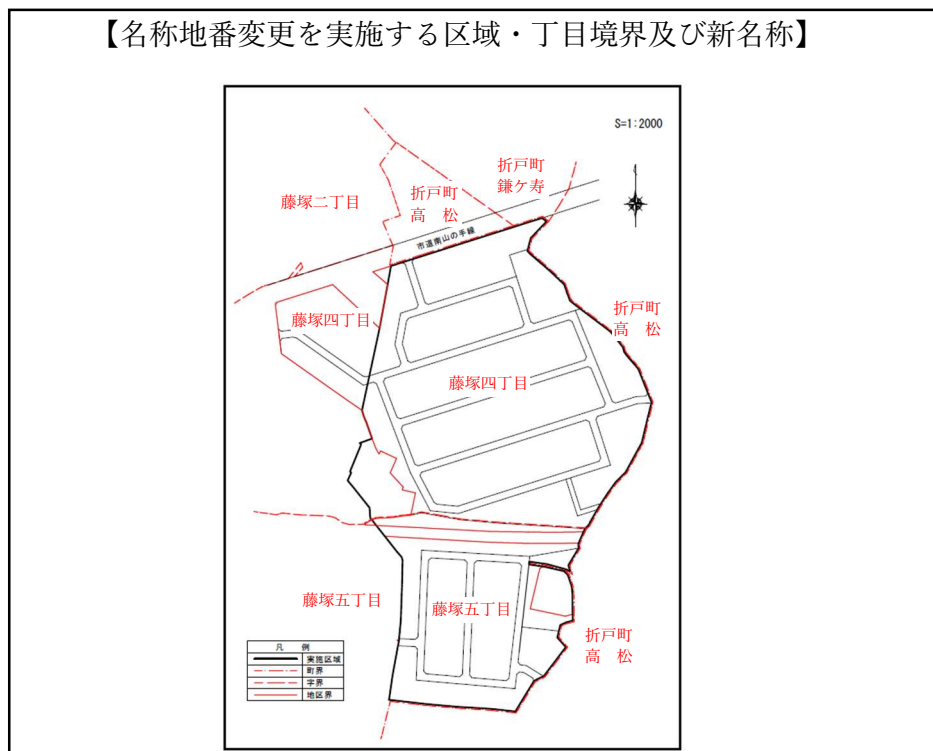
### 日進駅西地区の名称地番変更について（お知らせ）

日頃は、市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、現在、日進駅西土地区画整理事業が進んでおりますが、今後、土地区画整理事業の※換地処分に併せて、市による名称地番変更を行うことにより、新たな名称と地番を使用していくこととなります。

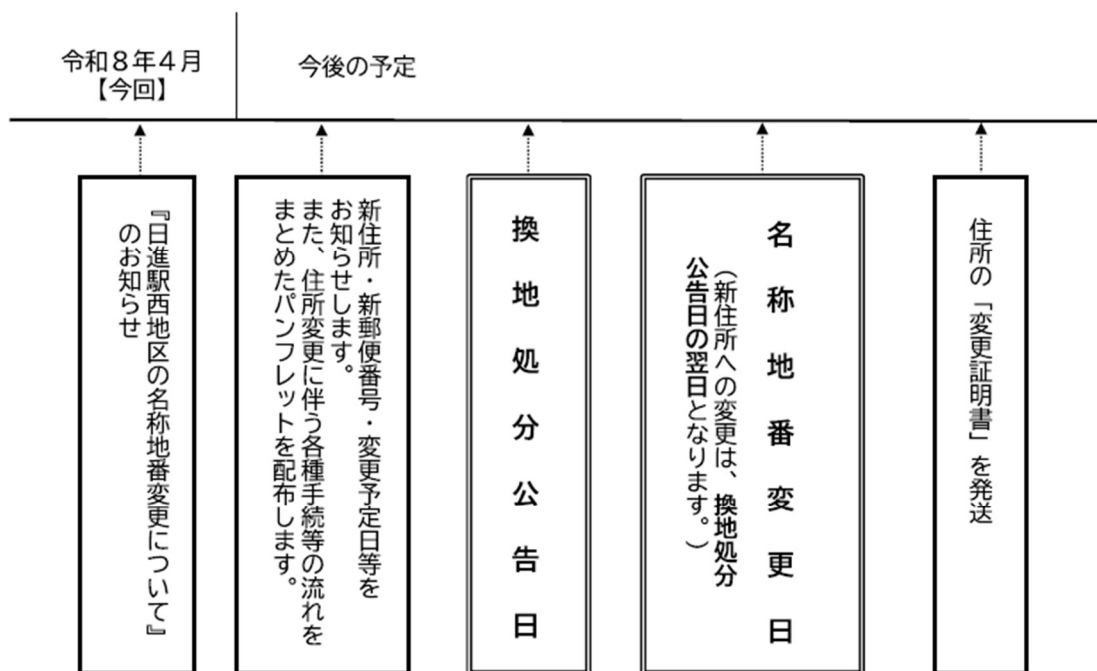
これに伴い、新地番の振り付け、名称地番変更日の決定、新郵便番号の設定等の作業を郵便局等の関係機関と調整しながら進めていきます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



※換地処分…土地区画整理事業が行われる前の土地の権利関係が、新たに割り当てられる土地に移行することです。

## 【今後の主な予定】



※土地区画整理事業の進捗状況によっては、変更になる場合があります。

## 【住所変更に伴う各種手続】

市や法務局等で変更できる事項もありますが、運転免許証や車検証等の住所変更については、ご自身で手続きを行っていただくことになります。

(住所変更の手続で生じる諸経費も、ご自身の負担となります。)

例外的に市の管理している業務等で住所変更の手続が不要なものもありますので、それらを含めた変更手続の流れ等をまとめたパンフレットを作成し、配布する予定です。

## 【問い合わせ】

担当 日進市総合政策部企画政策課  
〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地  
電話 0561-73-3483  
メール [seisaku@city.nisshin.lg.jp](mailto:seisaku@city.nisshin.lg.jp)